

一般社団法人鳥取県東部医師会定款施行規則

第1章 目 的

(目的)

第1条 この規則は、定款第68条の規定に基づき、定款の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員及び会費

(会員)

第2条 会員になる目的をもって会長に入会申込書を提出したのに対し、資格を有する限り理事会はみだりにその入会を拒否してはならない。

第3条 会員であつて、その業務上権利を侵害され又は名誉を棄損されたと認めるときは、これを会長に申告することができる。
会長はこの申告をすみやかに裁定委員会の裁定に付さなければならない。

(入会申込書、退会届書及び異動届書)

第4条 定款第7条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届書及び異動届書の様式は、理事会が決める。

(本会入退会年月日)

第5条 本会への入退会については、届出書に記載してある入退会年月日をもって、本会への入退会年月日とする。

(会費、負担金及び徴収方法)

第6条 定款第8条第2項の規定による会費、負担金（入会金を含む）の額及びその徴収方法については、別に定める「会費賦課徴収規則」及び「入会金規則」による。

2 前項の額及びその徴収方法については、変更が生じた場合その都度、代議員会の決議を経て定める。また新たな負担金が生じた場合についても、代議員会の決議を経て定めるものとする。

3. 定款第6条(1)により、会員資格を喪失した者が6か月以内にその未払い金を支払ったときは、引き続き会員であったものとみなす。

第3章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出の細則)

第7条 定款第11条、第12条及び第14条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、本章の定めるところによる。

(選挙区の設置)

第8条 定款第12条の代議員の選出は、第1選挙区から第4選挙区の4つの代議員選挙区を設け、選挙区ごとに会員の選挙により選出する。

(各選挙区の代議員の員数)

第9条 定款第11条の規定に基づく代議員の員数は第1選挙区9名、第2選挙区9名、第3選挙区9名、第4選挙区13名とする。

2. 第4選挙区の各病院の員数は別途「鳥取県東部医師会代議員選挙規則」に定める。

(各選挙区の予備代議員の員数)

第10条 定款第14条の予備代議員の員数は、第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区とも5名とし、第4選挙区は9名とする。

2. 第4選挙区の各病院の員数は別途「鳥取県東部医師会代議員選挙規則」に定める。

(代議員及び予備代議員の繰り上げ当選)

第11条 定款第12条の代議員及び予備代議員に欠員が生じた時は、直前の代議員選挙においてその選挙区で得票数の多い者を繰り上げ当選とする。

2. 第4選挙区において、候補者数が各病院の定数を越えないで無投票当選となった時は、予備代議員の中からあらかじめ定めた順位により繰り上げ当選とする。

(代議員及び予備代議員の選挙の細則)

第12条 代議員及び予備代議員の選出に係る選挙の細則は、別途「鳥取県東部医師会代議員選挙規則」に定める。

第4章 役員を選任

(役員選任の細則)

第13条 定款第30条第1項及び第32条の規定に基づく役員選任の細則は、本章の定めるところによる。

(選任期日の公告)

第14条 会長は役員を選任の期日をその10日前までに、公告しなければならない。

(立候補届出)

第15条 役員の候補者となろうとする者は、その選任の期日の5日前の午後5時までには、文書でその旨を会長に届け出なければならない。

2. 郵便による届出は、前項の日時までには到着しなければならない。

(推薦届出)

第16条 会員が他の会員を役員の候補者として推薦しようとするときは、本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、文書で会長にその推薦の届出をしなければならない

(役員候補者の議案提出)

第17条 理事会は、前条の規定に基づく役員候補者を役員選任の議案として代議員会に提出する。

(候補辞退及び推薦取り下げ)

第18条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、文書で会長に届け出て、その候補者たることを辞退することができる。

2. 推薦届出者は、前項の例により、候補者の承諾を得てその推薦届出を取り下げることができる。

3. 前項の規定により推薦届出者がいなくなった場合でも、被推薦者はなお候補者としての地位を有するものとする。

(立候補届出書等の様式)

第19条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書、候補辞退届出書及び推薦取下届出書の様式は、理事会が別に定める。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第20条 会長は、立候補届出及び推薦届出の締切後、受付順に候補者一覧表を作成し、すみやかにこれを議長及び代議員に通知しなければならない。

(候補者名簿)

第21条 会長は、候補者名簿を作成し、選任の当日、これを代議員に配付しなければならない。

(投開票立会人)

第22条 議長は、代議員の中から、投開票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(選任の方法)

第23条 役員の選任は、出席代議員の投票によって行う。ただし、候補者の数がその員数を超えないときは、他の方法によることができる。

(投票用紙)

第24条 投票用紙の様式は、理事会が別に定める。

(投票の方法)

第25条 投票の方法は、選任すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとする。

2. 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第26条 次の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。ただし連記投票の場合において他の正当なものについては有効とする。
- (3) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの。ただし連記投票の場合において他の正当なものについては有効とする。
- (4) 定められた数を超えて候補者の氏名を記載したもの。

(投票の効力)

第27条 投票の効力は、投開票立会人が合意のもとに決定する。

(当選人の決定)

第28条 役員の選任においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選人とする。

(得票数が同じであるときの当選人)

第29条 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじにより当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第30条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、代議員会に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第31条 議長は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(役員任期の起算)

第32条 役員任期の起算は、その選任が行われた日からとする。

(選任の疑義)

第33条 選任に関する疑義は、議長が代議員会に諮って決定する。

第5章 議長及び副議長の選定

(仮議長の選定)

第34条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(議長及び副議長の選定)

第35条 議長、副議長の選定は代議員選出後の最初に開かれた代議員会において代議員の互選による。

第6章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第36条 定款第51条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員の選任に関する規定を準用する

第7章 補 則

(定款施行規則の改正)

第37条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない

附 則

(施行期日)

この定款施行規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。